

日本学術振興会海外特別研究員

平成26年度採用分募集要項

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science:JSPS）は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援します。

本募集は、我が国の大学等学術研究機関（「4. 申請資格」(1) ※1参照）に所属する常勤研究者、又は当該常勤研究者を志望する者を対象とします。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

約130名

※ 平成26年度予算の状況により変更されます。

4. 申請資格

(1) 次に掲げる資格（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかに該当する者であること。なお、採用時においてもこの申請資格を満たしている必要があります。

なお、審査においては全て同一に取り扱い、資格毎に審査を行うわけではありません。

資格	(Ⅰ)	(Ⅱ)
身分	我が国の大学等学術研究機関※1に所属する常勤研究者。	「我が国の大学等学術研究機関※1の常勤研究者」を志望する者※2。
年齢	平成26年4月1日現在 ① 34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者：37歳未満	
学位	平成26年4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時においては、見込みでも良い。）。 ただし、我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成26年3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者も含む。 ※資格（Ⅰ）に該当する常勤研究者のうち、任期の定めのない者については学位の有無を問いません。	
国籍	申請時において、日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会海外特別研究員に採用されたことのある者は申請できません。 ・「6. 派遣期間」の期間中に特定の研究課題を遂行するための競争的資金等により雇用されている者は、支援の対象とはなりません。 	

※1 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている研究機関（※）に限ります。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関

- a) 大学及び大学共同利用機関
- b) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- c) 高等専門学校
- d) 文部科学大臣が指定する機関

※2 申請時の所属状況は問わない。

(2) 採用時の資格確認

採用内定後の諸手続において、次に記載の書類等の必要書類を指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

① 学位取得証明書等

- ・「[4.申請資格](#)」で(I)に該当する常勤研究者のうち、任期の定めのない者を除き、学位取得証明書の提出が必要です。
- ・我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成 26 年 3 月 31 日までに所定の単位を修得の上退学したことを証明する書類でも構いません。
- ・学位の取得日が平成 26 年 4 月 2 日以降となる場合であっても、平成 26 年 4 月 1 日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位を授与する大学が証明した文書を指定の期日までに提出することにより、学位取得証明書の提出は学位取得証明書が交付されるまで猶予されます。

② 臨床研修の修了証明書

- ・「[4.申請資格 年齢](#)」で、②～③に該当する者のみ提出が必要です。
- ・「医師法、歯科医師法又は獣医師法 16 条の 2 に基づく臨床研修であること」、「当該臨床研修を修了したこと」（申請時点で修了まで至っていない場合は採用されません。）、「臨床研修期間」が明記されたもので、臨床研修病院から交付されたものを提出してください。（詳細は、「平成 26 年度採用分海外特別研究員申請書作成要領」(http://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html)の別紙参照)。

③ 外国人登録証明書などの日本に永住を許可されていることを証明する書類

- ・外国人の場合のみ（「[4.申請資格 国籍](#)」参照）提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるものを提出してください。

5. 平成 25 年度海外特別研究員採用内定者の申請資格

平成 26 年度採用分については、申請時まで平成 25 年度採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続きを完了している）場合を除き、申請することができません。

6. 派遣期間

派遣開始日から 2 年間

<平成 26 年度採用分>

派遣開始日：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日

7. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

8. 本会支給経費

- (1) 往復航空賃（日本国内の移動分は除く。）
- (2) 滞在費・研究活動費（派遣国によって異なる。年額約380万円～520万円）

9. 申請手続【平成26年度採用分募集より電子申請システムのみで申請を受け付けます】

海外特別研究員の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（郵送による提出はありません。）詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/>

申請書の作成にあたっては、必ず「平成26年度採用分海外特別研究員申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL http://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関

海外特別研究員の申請は、申請時点（申請書受付期間時点）での所属状況により手続きが異なります。「機関申請者」と「個人申請者」のいずれに該当するか、以下により各自確認してから適切な手続きを踏んでください。

- ・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている研究機関 → 「機関申請者」
（[「4. 申請資格」（1）※1](#)参照）
- ・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されていない研究機関 → 「個人申請者」
- ・海外の研究機関等に所属の者 → 「個人申請者」
- ・申請時点においては所属のない者 → 「個人申請者」

※本会の特別研究員に採用されている者は、海外特別研究員申請時に海外の大学等研究機関において研究活動を行っている場合であっても、必ず日本国内の所属機関を通じて申請手続を行ってください。（この場合は、「機関申請者」に該当します。）

<機関申請者>

申請手続は、必ず申請時点の所属機関（以下「申請機関」という。）を通じて行ってください。

（機関申請者に該当する者が、申請書を電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）したものは、受け付けません。）

<個人申請者>

申請手続は各自で行い、申請書は電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）してください。

(2) 電子申請システムによる手続（参考「申請手続の概要」を参照）

機関申請者の場合には予め申請機関を通じて、個人申請者の場合には各自直接、ID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。

具体的手続は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/>

(3) 申請書類（申請書）の作成等

① 申請書【紙媒体による申請は受理しません】

申請書は次の4つから構成されます。

(ア) 申請書情報（Web入力項目）（申請書：1～4頁）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（申請書：5頁以降）（使用言語：日本語）

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究業績等を記載する部分。[本会ホームページ](#)又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

※申請内容ファイルの様式は、電子申請システムのID・パスワード取得前でも本会ホームページから取得することができます。

ホームページ URL http://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

(ウ) 評価書（使用言語：日本語又は英語）

評価者は申請者の研究を良く理解している研究者1名に限ります。電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

(エ) 受入意思確認書（使用言語：日本語又は英語）

海外での受入研究者の受入に関する意思を確認するもの。電子申請システムにより、受入研究者へ受入意思確認書作成依頼を行ってください。受入研究者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、受入意思確認書を作成してください。

[作成にあたっての注意事項]

- ・申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- ・「平成26年度採用分海外特別研究員申請書作成要領」および電子申請システムの操作手引に基づいて作成してください。

作成要領 URL http://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

② 申請機関において作成する書類【紙媒体による提出が必要】

次の(ア)～(イ)については、申請機関において電子申請システムを用いて作成してください。

- (ア) 平成26年度海外特別研究員申請件数一覧 …………… 1部
- (イ) 平成26年度海外特別研究員申請リスト …………… 1部

(4) 申請方法

申請書は、機関申請者については申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。また、個人申請者については本会へ直接提出（送信）してください。

10. 本会の申請受付期間

① 機関申請者について

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出(送信)してください。

・【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認(「申請リスト」を確定)し、申請書を本会に提出(送信)してください。

提出(送信)期限：平成25年5月13日(月)17:00

また、9.申請手続(3)②(ア)(イ)を以下の期間に**紙媒体**で提出してください。

受付期間：平成25年5月13日(月)～16日(木)(必着)

受付時間：9:30～12:00 及び13:00～17:00(日本時間)

<申請書類提出先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人 日本学術振興会 海外特別研究員 募集担当

② 個人申請者について

・【申請者】

以下の期限までに、電子申請システムより申請書を提出(送信)してください。

提出(送信)期限：平成25年5月13日(月)17:00(日本時間)

11. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は、本会の特別研究員等審査会において第1次選考(書類選考)及び第2次選考(面接選考)により行います。ただし、第1次選考(書類選考)合格者のうち、書類選考の結果によっては、第2次選考(面接選考)を免除し、第1次選考をもって採用内定とする場合があります。

第2次選考(面接選考)は、第1次選考(書類選考)合格者のうち、面接選考を要する者について平成25年9月下旬に行う予定です。

主要な審査方針は、以下のとおりです。(審査の詳細については、本会「海外特別研究員」ホームページ上の「[選考方法](#)」の項目を参照してください。)

海外特別研究員ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

[審査方針]

- ① 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
- ③ 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。

※所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについて確認の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(2) 選考結果の開示

① 第1次選考（書類選考）の結果は、平成25年8月中旬に電子申請システムにより開示する予定です。

第1次選考（書類選考）の不合格者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位についても開示します。

② 第2次選考（面接選考）の結果（採用内定・補欠・不合格）は、平成25年10月下旬までに電子申請システムにより開示する予定です。

③ 機関申請者については、申請機関の長にも第1次および第2次選考の結果を電子申請システムにより開示します。

④ 各結果を開示した際には、「海外特別研究員」のホームページにて、その旨を公表します。

海外特別研究員ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

※ 選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

1.2. 受入承諾書の提出

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の40日前までに受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）、及び必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合には、採用されません。

1.3. 海外特別研究員の義務・遵守事項等

海外特別研究員は、次に掲げる事項を遵守してください。

(1) 海外特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者については原則として変更することはできません。研究遂行上の理由によりやむを得ずこれらを変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。

(2) 派遣開始1年後（出産・育児に係る採用中断期間中を除く）に中間研究報告書を、派遣期間終了後1か月以内に最終研究報告書を提出しなければなりません。

(3) 派遣期間中、他のフェローシップ、給与等同種の資金援助を海外特別研究員と重複して受けてはなりません（ただし、「[4. 申請資格 \(1\)](#)」で（I）に該当する者が我が国の所属研究機関から給与を受ける場合は例外的に認められます）。派遣期間中に他の資金援助を受けることとなった場合には、速やかに本会に連絡してください。

(4) 資格（II）の者については、原則として、他の身分を持つことはできません。

ただし、受入研究機関の研究施設を利用する上で必要となるなどの理由で形式的（無報酬かつ義務を生じない等。）な身分を得ることは、例外的に認められます。

- (5) 研究活動における不正行為を行ってははいけません。
- (6) 不正受給を行ってははいけません。
- (7) 研究費の不正使用を行ってははいけません。
- (8) 派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学してはいけません。
- (9) その他、公序良俗に反する行為を行ってははいけません。

上記の義務・遵守事項等の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本会が判断した場合にも、海外特別研究員の採用の取り消し、経費の支給停止、又は支給済の経費の返還要求を行います。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、採用手続き時に配布する「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。

- (1) 病気等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- (3) 申請書の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (4) 海外特別研究員の資格を有していないことが明らかになった場合
- (5) 過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (6) 本会に無断で一時帰国や派遣期間短縮等、計画の変更を行った場合
- (7) 「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に記載されている条件に違反し、本会の指示に従わなかった場合

1 4. その他

- (1) 申請書及び選考について
 - ① 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、ページの追加、指定ファイル以外の登録は認められません。
 - ② 申請書の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
 - ③ 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
 - ④ 本会は、第2次選考（面接選考）のための旅費は負担しません。
 - ⑤ 申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
 - ⑥ 審査結果は平成26年度採用分にのみ有効です。

(2) 採用内定後の資格の変更について

申請時において、「[4. 申請資格](#)」で（Ⅰ）に該当する者が、採用内定後、又は派遣期間中に（Ⅱ）に変更する場合には、（Ⅱ）の資格要件を全て満たさなくてはなりません。また、申請時に（Ⅱ）に該当する者が、採用内定後、又は派遣期間中に我が国の大学等学術研究機関の常勤研究者の職に就き、かつ就職先の研究機関の承認を得られた場合、資格（Ⅰ）への変更を届け出ることで、引き続き海外特別研究員としての派遣が認められます。なお、派遣期間中に、我が国の大学等学術研究機関における常勤研究者以外の職、又は海外の研究機関の職に就いた場合は、海外特別研究員としての身分を喪失します。これらの変更が生じた場合には、本会に遅滞なく届け出なくてはなりません。

(3) ビザ等について

- ① 派遣国に滞在するためのビザ等の申請について、本会は一切関わらないので留意してください。すでに海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意し、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 派遣先機関と雇用契約を結び当該機関から給与の支給を受ける前提でビザを取得する者は、採用されませんので、留意してください。
- ③ 海外特別研究員事業のために派遣先機関と本会は協定等の締結および調整等を行いません。
- ④ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

(4) 関連情報について

過去数年の申請状況、申請書様式等を本会「海外特別研究員」のホームページで公開しています。

海外特別研究員ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

15. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、海外特別研究員に採用された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び研究報告書が公表されます。

16. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や海外特別研究員制度の充実等を図るため、海外特別研究員採用経験者に対し、採用終了時およびその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を海外特別研究員採用の条件とするので、ご承知ください。

なお、本調査実施にあたり、調査書類送付時に使用する最新の連絡先を把握する必要があるため、採用終了後に連絡先の住所・就職先等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

17. 本募集に関する連絡先

独立行政法人 日本学術振興会 研究者養成課 海外特別研究員募集担当

電話 (03)3263-0925 (ダイヤルイン)

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00（日本時間）

海外特別研究員ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本会「海外特別研究員」のホームページの「申請手続き」の「[募集要項](#)」よりダウンロードしてください。

特別研究員-RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ）及び特別研究員-PDの平成26年度採用分も募集しています。特別研究員-RPDと特別研究員-PDは海外特別研究員との併願も可能です。特別研究員-PDは申請受付期間が、本募集要項と異なり6月上旬ですので、ご注意ください。詳細は、特別研究員-RPD及び特別研究員-PDの募集要項又は、本会ホームページをご参照ください。

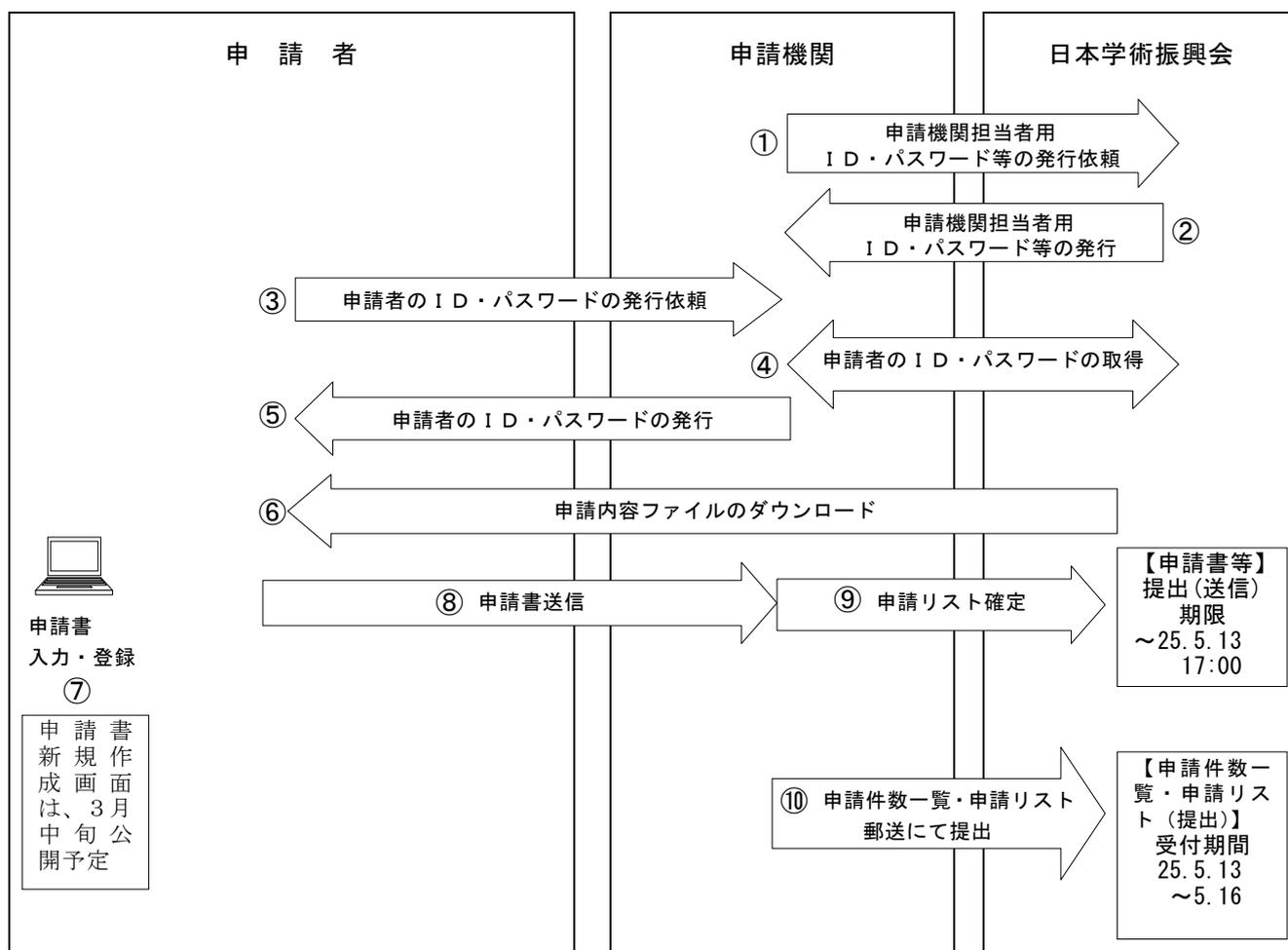
(申請手続の概要)

<機関申請者>

- ① 【申請機関担当者】日本学術振興会電子申請システム利用申請書(研究者養成事業用)を、郵送にて本会へ送付します。(既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。)
- ② 【本会】申請機関担当者にID・パスワードを発行し、電子メール及び郵送で送付します。
※既に、特別研究員事業にて申請機関担当者のID・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている申請機関担当者が海外特別研究員の申請の取りまとめを担当しない場合には、機関担当者メニューから新たに海外特別研究員担当者の登録を行ってください。海外特別研究員担当者には、海外特別研究員事業に限り、申請機関担当者と同等の権限があります。申請の取りまとめを海外特別研究員担当者が行う場合には、以下「申請機関担当者」を「海外特別研究員担当者」と読み替えてください。
- ③ 【申請者】申請機関担当者へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業(PD・DC2・DC1・RPD)と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関担当者】申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関担当者※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】本会「海外特別研究員」ホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>)の「申請手続」の「募集要項」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。(ID・パスワード不要)
- ⑦ 【申請者】受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報(Web入力項目)を入力
 - ・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録 (注)⑦⑧~⑩の手続きは、3月中旬に平成26年度採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
- ⑧ 【申請者】受入意思確認書および評価書とともに提出済みの状態になった後、申請書情報および申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関担当者※に申請書を提出(送信)します。
- ⑨ 【申請機関担当者】申請書一式の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書一式を承認(「申請リスト」を確定)し、申請書一式を本会に提出(送信)します。
- ⑩ 【申請機関担当者】申請件数一覧および提出用申請リストを電子申請システムより印刷し、本会へ郵送にて提出します。

※印を付した申請機関担当者の業務の一部は、機関によっては部局担当者が行う場合もあります。

<機関申請者の申請手続イメージ>



(申請手続の概要)

<個人申請者>

- ① 【申請者】 本会「海外特別研究員」ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>) の「申請手続」の「募集要項」の「**申請書等様式**」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。(ID・パスワード不要)
- ② 【申請者】 電子申請システム (<http://www.shinsei.jsps.go.jp/login.html>) にアクセスし、個人申請用ID・パスワード取得をします。取得時に出力される「個人申請用ID・パスワード取得時登録内容確認書」は、大切に保管しておいてください。
(なお、海外特別研究員個人申請用として取得したID・パスワードは、本年度の海外特別研究員事業にのみ有効であり、翌年度以降の海外特別研究員事業および全ての特別研究員事業(PD・DC2・DC1・RPD)への申請には使用できません。)
- ③ 【申請者】 取得したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報(Web入力項目)を入力
 - ・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・①で作成した申請内容ファイルの登録
- ④ 【申請者】 受入意思確認書および評価書がともに提出済みの状態になった後、申請書情報および申請内容ファイル申請書に不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請書を提出(送信)します。

[注]

- ・個人申請者が、ID・パスワード取得時より所属状況等の「個人申請用ID・パスワード取得時登録内容確認書」の内容に変更が生じた場合には、改めてID・パスワードを取得する必要があります。
- ・個人申請者が、申請書を、一度「確認完了・提出」操作を行ってから、誤りが見つかった場合には、「[1.7. 本募集における連絡先](#)」へ連絡してください。

<個人申請者の申請手続イメージ>

